

環境委員会

委員一覧 (20名)

委員長	大石	正光 (民主)	真鍋	賢二 (自民)	荒木	清寛 (公明)
理事	大野	つや子 (自民)	矢野	哲朗 (自民)	草川	昭三 (公明)
理事	橋本	聖子 (自民)	山崎	正昭 (自民)	市田	忠義 (共産)
理事	福山	哲郎 (民主)	岡崎	トミ子 (民主)	田村	秀昭 (国民)
理事	加藤	修一 (公明)	小林	元 (民主)	荒井	広幸 (無)
	愛知	治郎 (自民)	平田	健二 (民主)	— 欠員 1 名 —	
	西田	吉宏 (自民)	山根	隆治 (民主)	(19. 3. 13 現在)	

(1) 審議概観

第166回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、本院議員提出1件及び衆議院提出1件（環境委員長）の合計6件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類60件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案は、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷を少なく持続的発展の可能な社会の構築に資するため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な措置を講じようとするものであり、本院議員提出に係る法律案である。委員会においては、発議者からの趣旨説明聴取、討論の後、多数をもって可決された。

温泉法の一部を改正する法律案は、入浴者に対する温泉の成分等についての情報提供の充実が求められていること、温泉資源には限りがあるため持続可能な利用を進める必要があることから、温泉の保護及び利用の適正化を図るため、定期的な温泉の成分分析とその結果の掲示、温泉の掘削等の許可への条件の付与等の措置を講じようとするものである。委員会においては、10年毎の温泉成分分析を義務化する理由とこれにより期待される効果、温泉成分分析場所の見直しなど温泉に関する情報提供の充実強化、魅力ある温泉地づくりへの支援策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、大都市における自動車交通量の多い道路が交差している地区など、窒素酸化物等による大気汚染が特に著しい地区に関して、都道府県知事による窒素酸化物重点対策計画等の策定、事業者による自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための措置の充実等を講じようとするものである。委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、自動車排出ガス対策の現状と法

改正の必要性、対策地域内での走行規制実施の必要性、微小粒子状物質PM2.5の環境基準の早期設定、東京大気汚染公害訴訟の和解に向けた環境大臣の決意等について質疑が行われた。本法律案に対し、日本共産党より、特定事業所に係る総量規制制度の創設等を内容とする修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書」の実施等に伴い、海洋環境の保全を図るため、廃棄物等を海底の下に廃棄することを禁止するとともに、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可制度を創設する等の措置を講じるものである。委員会においては、海底下廃棄の許可の審査基準、貯留地点からの二酸化炭素の漏洩の可能性と海洋環境への影響、二酸化炭素排出削減策の重要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に食品廃棄物等の発生量等に関し定期の報告を義務付けるとともに、再生利用事業計画に位置付けられた食品循環資源の収集又は運搬を行う者について一般廃棄物に係る廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、新たな再生利用等実施率目標の在り方、熱回収を再生利用等の手法とすることへの懸念、家庭からの生ゴミ対策の在り方、再生利用事業計画認定制度普及のための方策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

エコツーリズム推進法案は、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定めるほか、エコツーリズムの実施方法や自然観光資源の保護・育成のために必要な措置等を講じるとともに、特定自然観光資源が多数の観光旅行者等の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入の制限をすることができるなどの措置を講じようとするものである。委員会においては、衆議院環境委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月13日、環境行政の基本施策について若林環境大臣から所信を聴取するとともに、平成19年度環境省予算及び環境保全経費等の概要について土屋環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について加藤公害等調整委員会委員長から、それぞれ説明を聴取した。

3月20日、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務等に対し質疑を行った。主な質疑は、生物多様性国家戦略の見直し、IPCC第4次評価報告書に対する評価、

環境立国宣言の位置付け、石綿新法の施行状況、石綿肺を新法の対象とすること、温泉旅館業に係る暫定排出基準の再々延長の見通し、環境分野における我が国の国際的リーダーシップ発揮の必要性等である。

また、同日、予算委員会から委嘱された平成19年度総務省所管のうち公害等調整委員会及び環境省所管の予算について審査を行い、排出量取引制度の有効性、築地市場移転先の土壌汚染問題、北陸電力志賀原子力発電所臨界事故隠しに対する国の対応、東京大気汚染訴訟の和解協議、地球温暖化対策における政府開発援助の在り方等について質疑を行った。

6月19日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、G8ハイリゲンダム・サミットにおける気候変動に関する結果について若林環境大臣から報告を聴取した後、同サミットにおける気候変動の議論、森林地域におけるエコツーリズムの推進、アスベストに係る健康被害対策、蜂群崩壊症候群の国内対策、鳩間島及び波照間島の西表国立公園への編入等についての質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年3月13日（火）（第1回）

- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件について若林環境大臣から所信を聴いた。
- 平成19年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について土屋環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について加藤公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

○平成19年3月20日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について若林環境大臣、土屋環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大野つや子君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（無）

- 平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について若林環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕福山哲郎君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成19年4月12日(木)(第3回)

- 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案(参第1号)について発議者参議院議員愛知治郎君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

(参第1号)賛成会派 自民、民主、公明、無

反対会派 共産

欠席会派 国民

- 温泉法の一部を改正する法律案(閣法第56号)(衆議院送付)について若林環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月17日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 温泉法の一部を改正する法律案(閣法第56号)(衆議院送付)について若林環境大臣、土屋環境副大臣、北川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 愛知治郎君(自民)、山根隆治君(民主)、富岡由紀夫君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)

(閣法第56号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、国民

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年4月26日(木)(第5回)

- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)について若林環境大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年5月8日(火)(第6回)

- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)について参考人神奈川大学名誉教授猿田勝美君、東京経済大学経済学部准教授除本理史君、早稲田大学創造理工学部教授大聖泰弘君及び弁護士・全国公害弁護団連絡会議事務局次長大江京子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 愛知治郎君(自民)、福山哲郎君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(無)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第74号)(衆議院送付)について若林環境大臣、土屋環境副大臣、北川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行っ

た。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、加藤修一君（公明）

○平成19年5月10日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）について若林環境大臣、土屋環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小林元君（民主）、福山哲郎君（民主）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（無）

（閣法第74号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国民、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成19年5月15日（火）（第8回）

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について若林環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月22日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について若林環境大臣、土屋環境副大臣、北川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（無）、島尻安伊子君（無）

（閣法第73号）賛成会派 自民、民主、公明、国民、無
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成19年5月29日（火）（第10回）

- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について若林環境大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年5月31日（木）（第11回）

- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）について参考人京都大学環境保全センター教授酒井伸一君、ユニー株式会社環境部長百瀬則子君、株式会社市川環境エンジニアリング代表取締役石井邦夫君及び日本自治体労働組合総連合現業評議会清掃委員会委員長鈴木満君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕福山哲郎君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（無）、島尻安伊子君（無）

○平成19年6月5日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)について若林環境大臣、土屋環境副大臣、北川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 愛知治郎君(自民)、福山哲郎君(民主)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(無)、荒木清寛君(公明)

(閣法第55号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、国民、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 理事の補欠選任を行った。

○平成19年6月19日(火)(第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- G8ハイリゲンダム・サミットにおける気候変動に関する結果に関する件について若林環境大臣から報告を聴いた後、同件、森林地域におけるエコツーリズム推進に関する件、アスベストに係る健康被害対策に関する件、蜂群崩壊症候群の国内対策に関する件、環境省広報活動の政治的中立性の疑念に関する件、地球温暖化対策に重点を置いた途上国援助に関する件、鳩間島及び波照間島の西表国立公園への編入に関する件等について若林環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 大野つや子君(自民)、山根隆治君(民主)、福山哲郎君(民主)、荒井広幸君(無)、島尻安伊子君(無)

- エコツーリズム推進法案(衆第36号)(衆議院提出)について提出者衆議院環境委員長西野あきら君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第36号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、国民、無
反対会派 なし

○平成19年7月5日(木)(第14回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第297号外59件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第55号)

【要旨】

現行法が施行されてから5年が経過し、食品関連事業者全体の食品循環資源の再生利用等の実施率は着実に向上しているが、食品流通の「川下」に位置する食品小売業及び外食産業においては、食品廃棄物等が少量かつ分散して発生することなどにより取組が遅れている。本法律案は、このような状況を踏まえ、食品循環資源の再生利用等を一層促進するため、食品関連事業者、特に食品流通の「川下」に位置する事業者に対する指導監督の強化と取組の円滑化措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食品関連事業者に対する指導監督の強化

食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に食品循環資源の再生利用等の状況等に関し定期の報告を義務付けることとする。また、フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者であって、一定の要件を満たすものについては、加盟者の食品廃棄物等の発生量を含めて定期の報告を求め、一体として勧告等の対象とすることとする。

二、食品関連事業者の取組の円滑化

食品循環資源を原材料とする肥飼料を利用して生産される農畜水産物等の食品関連事業者による利用の確保を通じて、食品産業と農林水産業の一層の連携が図られる場合には、食品循環資源の収集又は運搬について一般廃棄物に係る廃棄物処理法の許可を不要とすることとする。

三、その他

食品循環資源の有効な利用の確保に資する行為として再生利用が困難な場合に「熱回収」を位置付けるほか、基本方針の策定等に際して意見を聴く審議会に中央環境審議会を加える等の措置を講ずることとする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、循環型社会構築の観点から、食品廃棄物等の発生抑制により環境への負荷を低減することが極めて重要であることにかんがみ、発生抑制の必要性を食品関連事業者に広く周知するとともに、発生抑制のみで達成すべき目標の設定など必要な措置を講ずること。
- 二、新たに再生利用等の手法として認められる熱回収については、これが安易に行われることにより熱回収より上位の取組である再生利用の取組が抑制されないよう、再生利用等についての優先順位の下、その要件を厳格にすること。
- 三、食品循環資源の再生利用等実施率目標の達成が図られるよう、食品関連事業者に対す

る指導・助言、食品廃棄物等多量発生事業者に対する勧告・公表等を適切に行うこと。
なお、フランチャイズチェーン事業者も含め、食品廃棄物等多量発生事業者に該当する食品関連事業者の適切な把握に努めること。

四、食品関連事業者ごとの取組の格差が見られることから、食品関連事業者の優良な取組を評価し、国民や食品関連事業者に情報提供する制度を設けるなど、食品関連事業者の自主的取組を促す施策を積極的に講ずること。

五、再生利用事業計画の認定制度普及のため、再生利用に関する技術開発状況、取組事例など、各主体を結びつけるために必要な情報の提供等に努めること。また、食品廃棄物等の不適正処理の防止を図るとともに、特定肥飼料等及び特定農畜水産物等の利用を促進するため、安全性を含む品質の確保・向上などに万全の対策を講ずること。

六、中小・零細規模の食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進するためには、食品関連事業者が共同して再生利用等を行うことが効率的であることから、こうした取組の促進に向けて、必要な支援策を積極的に講ずること。

七、現行制度で認められている再生利用手法のみでは、再生利用率の向上には限界があるため、再生利用手法等の調査・研究・開発を積極的に推進し、食品関連事業者の負担のより少ない手法を導入することにより再生利用率の向上を図ること。また、地球温暖化対策の観点からもバイオエタノールの利活用など、再生利用手法の多様化を積極的に推進すること。

八、一般家庭からは、食品関連事業者から発生する食品廃棄物等とほぼ同量の生ごみが発生していることから、食べ残しの削減など、発生抑制の必要性について学校教育を含め普及啓発を行うとともに、地方公共団体と連携して、分別の徹底や再生利用の促進が行われるよう必要な措置を積極的に講ずること。

右決議する。

温泉法の一部を改正する法律案（閣法第56号）

【要旨】

温泉は、年間延べ1億人以上が利用し、国民の高い関心を集めていることから、入浴者に対する温泉の成分等についての情報提供の充実が求められている。また、我が国は豊富な温泉資源に恵まれているが、その資源には限りがあるため、持続可能な利用を進める必要がある。本法律案は、このような状況を踏まえ、温泉の保護及び利用の適正化を図るため、定期的な温泉の成分分析とその結果の揭示、温泉の掘削等の許可への条件の付与等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、温泉利用事業者に対する定期的な温泉成分分析等の義務付け

温泉は成分や温度が年月の経過により徐々に変化することから、入浴者に温泉の成分等に関してより正確な情報を提供するため、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者に対し、定期的に温泉の成分分析を受け、その結果を揭示することを義務付けることとする。

二、温泉の掘削、利用等の許可の際の条件の付与

温泉の掘削、公共の浴用への提供等には都道府県知事の許可が必要であるが、許可後の状況の変化により温泉資源の保護、公衆衛生等の観点からの問題が発生する場合があることから、許可に条件を付し、条件に違反した者に対しては許可の取消し等を行うことができることとする。

三、掘削、利用等の許可の承継

温泉法に基づく許可の手続の簡素化を図るため、許可を受けた者の合併、分割又は相続に際しては、改めて許可を受けることを不要とし、より簡略な承認の手続により地位の承継をできることとする。

四、温泉利用施設における掲示項目の追加

温泉利用施設内に掲示する事項として、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるものを追加することとする。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、大深度掘削泉等新たな形態の温泉が近年広がりつつあるが、一般に国民に浸透している温泉概念とは異なっていることにかんがみ、諸外国の例も参考としつつ、温泉の定義の在り方について検討を行うこと。
- 二、温泉の成分・ゆう出量が短期間で急激に変化した例等が見られることにかんがみ、急激に変化したことが明らかな温泉に対しては、10年の期間内であっても温泉成分分析を行うことが望ましい旨を周知しその実施を指導すること。また、温泉成分分析を行う登録分析機関の分析能力の確保に努めること。
- 三、温泉に対する国民の信頼を確保するため、温泉成分等の情報提供に当たっては、効能等に関する掲示内容や掲示方法等について必要な見直しを行うこと。また、利用者の健康保護の観点から、温泉分析に当たっては、温泉のゆう出場所ではなく、利用者が実際に温泉を利用する場所での分析を検討すること。
- 四、近年、大深度掘削泉開発が多く行われていることにかんがみ、大深度掘削による温泉資源、地下水、周辺地盤等への影響について調査・研究を行うこと。また、未利用源泉についても、その実態の把握に努めるとともに、温泉資源への影響の程度等に関する調査を行うこと。
- 五、温泉利用施設からのほう素、ふっ素に係る排水規制については、暫定排水基準を再延長することとしているが、対象となる温泉利用事業者に零細事業者が多いことにかんがみ、低廉な除去技術の実用化に向けた取組を加速化させること。
- 六、温泉の掘削等の許可に関するガイドラインを作成するに当たっては、都道府県が地域特性をいかした対策を十分に行えるよう配慮するとともに、温泉が国民共有の資源であることにかんがみ、利用者、NPO等の意見についても十分に留意すること。
- 七、利用者にとって魅力ある温泉地をつくり、はぐくむため、我が国を特徴づける文化資

源である歴史的な温泉地については、地方自治体と協力して必要な振興策を講ずること。
右決議する。

**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第73号)**

【要旨】

本法律案は、「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書」の実施等に伴い、海洋環境の保全を図るため、廃棄物等を海底の下に廃棄することを原則として禁止するとともに、有効な地球温暖化対策の一つとなり得る技術である特定二酸化炭素ガス（二酸化炭素が大部分を占めるガスで政令で定める基準に適合するもの）の海底下廃棄に係る許可制度を創設する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

一、廃棄物等の海底下廃棄の禁止

環境大臣の許可を受けて行う特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄等を除き、廃棄物等の海底下廃棄をしてはならないこととする。

二、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないこととするとともに、環境大臣は当該海底下廃棄が海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであること等の条件に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないこととする。

三、海底及びその下の形質の変更の届出

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域において海底及びその下の形質の変更を行おうする者は、原則として、その施行方法等を環境大臣に届け出なければならないこととする。

四、その他

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可を受けた者に対する改善命令等所要の規定を整備する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、二酸化炭素の回収・貯留技術の活用による貯留量を排出削減量に算入する場合は、それを踏まえた適切な削減目標を設定するよう努力すること。その際、気候変動枠組条約の究極目的の実現に向けて、中長期的には世界全体の温室効果ガス排出量を半減する必要があることを踏まえて適切に設定するよう努めること。

二、二酸化炭素の回収・貯留技術は中長期的な地球温暖化対策と位置付けられることから、

2008年から約束期間が始まる京都議定書の目標を確実に達成するためにも、省エネルギーの一層の推進、再生可能エネルギーの加速度的な導入、その他都市構造の見直し等による社会経済構造の変革を強力に推進すること。また、京都議定書目標達成計画で検討課題とされた環境税及び国内排出量取引制度については、関係府省の参加の下、そのあるべき姿についての総合的な検討を行い、必要な場合は、措置を講ずること。

三、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可に当たっては、二酸化炭素の回収・貯留技術に関する最新の科学的知見を踏まえつつ、藻場、干潟、サンゴ群落等の海洋環境や海洋生物への影響等を個別かつ慎重に検討した上で行うこと。なお、許可の審査に際しては、透明性の確保を図ること。

四、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をした海域の状況の監視については、長期間にわたることが想定されることから、当該許可を受けた者から詳細かつ的確に報告を受けるとともに、政府自らも当該海域の状況を把握し、これらを適切に公表すること。なお、貯留地点からの二酸化炭素の漏洩により海洋環境への影響のおそれが生じた場合にも、速やかに公表すること。

五、二酸化炭素の回収・貯留技術に関する国際的な議論の場に積極的に参加すること等により、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る監視及び生態影響評価に関する知見を精力的に収集・分析すること。

六、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の適切な方法による実施を確保するため、予算措置を含む適切な措置を講ずることにより、モニタリングや海洋環境影響評価を含め、二酸化炭素の回収・貯留及びその安全性確保についての技術開発及び調査研究を推進すること。

七、二酸化炭素の回収・貯留は新しい地球温暖化対策の技術であることから、本技術についての国民の理解の促進を図ること。また、本技術に関する国際的な動向を十分に注視し、本法の施行後五年を待つことなく、必要に応じて制度の評価、見直しを行うこと。

八、海洋環境保全の重要性にかんがみ、二酸化炭素以外の廃棄物の海洋投入処分については、可能な限りその量を削減し、陸上処分への移行を進めること。また、廃棄物の海洋への不法投棄対策、漂流・漂着ゴミ対策等、海洋環境の保全のための取組について、関係省庁が密接に連携し一丸となって推進すること。

右決議する。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第74号）

【要旨】

本法律案は、大都市地域における自動車交通量の多い道路が交差している地区などにおいては、大型車両の混入率が高いことや道路の構造上の問題に加えて、対策地域外からの排出基準を満たしていない自動車の流入などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染の改善が妨げられている状況にあることから、こうした大気汚染が特に著しい

地区に関して重点的な対策を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大気汚染が特に著しい特定の地区に関する計画策定等

都道府県知事は、現行の窒素酸化物対策地域内において大気汚染が特に著しい地区を新たに窒素酸化物重点対策地区として指定することができることとし、指定された地区について窒素酸化物重点対策計画を定めなければならないこととする。

また、窒素酸化物重点対策地区内において特定の用途に供される建物を新設する者に対して、事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物の排出の抑制のための配慮事項等に関する届出を義務付け、当該届出に係る勧告等の制度を設けることとする。

なお、粒子状物質についても同様の制度を設けることとする。

二、事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物等の排出抑制のための措置

窒素酸化物重点対策地区等のうち指定された地区において、窒素酸化物対策地域等の周辺の地域内に使用の本拠の位置を有する自動車を運行する一定の事業者に対して、自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の作成等を義務付けることとする。

また、窒素酸化物対策地域等において、窒素酸化物対策地域等の周辺の地域内に使用の本拠の位置を有する自動車を運行する事業者等について、自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制等に努めることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、法律の基本方針の目標である平成22年度までに対策地域内の環境基準を達成するよう最善を尽くすこと。また、局地的大気汚染の状況にもかんがみ、必要に応じて本法に基づく対策の見直しを行うとともに、平成22年度以降も引き続き自動車排出ガス対策を着実に実施していくこと。

二、大都市地域における局地的な大気汚染については、本法に基づく対策に加えて、自動車交通量そのものを抑制する施策が重要であることから、そのための有効な施策の早期導入を検討すること。

三、重点対策地区の指定に当たっては、社会・経済情勢の変化等により環境基準の達成が危ぶまれる地域を幅広く積極的に指定していくよう都道府県知事に対し適切に助言を行うこと。また、重点対策計画の策定・実施に当たっては、都道府県知事により地域の実情に応じて総合的かつ主体的に行われるよう、関係行政機関等との連携を十分図るよう、都道府県知事に対し適切に助言すること。

四、特定建物の新設に係る届出については、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための意見等が確実に行われるよう、都道府県知事に対し適切に助言を行うこと。

五、流入車対策については、排出基準適合車を識別可能なステッカー制度等の早期導入を

検討するとともに、その導入に当たっては、都道府県との連携の下、制度の効果が十分いかされるよう事業者や荷主、国民等へ周知を徹底すること。また、いわゆる車庫飛ばしの問題は非適合車の流入につながることから、関係各省の連携の下で取締りをより一層強化するとともに、地方公共団体が独自に実施している排出基準非適合車の流入規制等の取組については十分尊重すること。

六、浮遊粒子状物質の中でも特に健康影響が懸念されているPM2.5については、既に諸外国において環境基準が設定されていること等の状況を踏まえ、国内の健康影響に関する知見を早期に取りまとめ、環境基準の設定を行うとともに、その対策の在り方についても検討を行うこと。

七、局地的な大気汚染による健康影響に関する疫学調査については、本委員会の附帯決議などを受けて平成17年度より実施しているが、調査結果の速やかな評価・解明を図ること。

八、東京大気汚染公害訴訟の早期和解に向けて、健康被害対策等の措置を早急に検討する等誠意をもって対応すること。

九、自動車排出ガスの問題については、大気汚染に加えて、地球温暖化やエネルギーの問題等にも関わることから、道路、鉄道等を一体に考えた総合交通体系の構築に向けて、関係各省の連携を強化し、総合的かつ抜本的な対策の実施に努めること。

右決議する。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案（参第1号）

【要旨】

本法律案は、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資するため、国等における温室効果ガス等の削減に配慮した契約（環境配慮契約）の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、環境配慮契約の推進に当たっての責務

国等の責務として、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、環境配慮契約の推進に努める。

二、環境配慮契約の推進に関する基本方針の策定

国は、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の推進に関する基本方針を策定しなければならない。基本方針の策定に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する政府実行計画の実施の効果的な推進に資するとともに、エネルギーの安定的な供給に配慮する。基本方針は閣議決定し、公表する。

三、省エネルギー改修（ESCO）事業に係る国庫債務負担行為

省エネルギー改修（ESCO）事業に係る国庫債務負担行為による支出年限について

は、財政法の規定によらず、当該会計年度以降10箇年度以内とする。

四、地方公共団体及び地方独立行政法人における環境配慮契約の推進

地方公共団体等は、地域の自然的社会的条件に応じて、当該地方公共団体等における環境配慮契約の推進に関する方針を作成し、必要な措置を講ずるよう努める。

五、公正な競争の確保等

環境配慮契約の推進に当たっては、国等は、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、エネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保する。

六、総合評価落札方式の検討等

国及び独立行政法人等が締結する電気供給契約について、電気事業者の価格と温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（排出係数）を総合評価して落札者を決定する方式（総合評価落札方式）等に関する検討等を行うとともに、当分の間、入札に必要な資格として排出係数等を定めた上で、価格に基づき落札者を決定する方式（裾切り方式）によるものとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

エコツーリズム推進法案（衆第36号）

【要旨】

本法律案は、エコツーリズムが自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定その他のエコツーリズムを推進するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念及び基本方針

エコツーリズムは、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されなければならない等の基本理念にのっとり、政府は、エコツーリズムの推進に関する基本方針を定めなければならないものとする。

二、エコツーリズム推進協議会及び全体構想

市町村は、エコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、当該市町村のほか、事業者、NPO等、専門家、土地所有者、関係行政機関等からなるエコツーリズム推進協議会を組織することができるものとし、同協議会は、エコツーリズムの実施方法や自然観光資源の保護・育成のために講ずる措置等を内容とするエコツーリズム推進全体構想を作成するものとする。

また、市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、当該全体構想について主務大臣の認定を申請することができるものとする。

三、認定全体構想についての周知等

主務大臣は、インターネット等の方法により、認定した全体構想の内容について周知するとともに、国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、当該認定全体構想に基づくエコツーリズムに係る事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、許可等の際に適切な配慮をするものとする。

四、特定自然観光資源の指定及び規制

当該市町村の長は、認定全体構想に従い、保護措置を講ずる必要がある自然観光資源を特定自然観光資源として指定することができるものとし、その指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者等の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りの制限をすることができるものとする。

また、特定自然観光資源の所在する区域内においては、何人も、その汚損、損傷、除去及びごみの廃棄等をしてはならないものとする。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成20年4月1日から施行する。